



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第70号 令和元年8月21日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
324	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	企業支援課
325	同	同
326	農用地利用配分計画を認可した件	農林水産総合技術支援センター

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
37	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
38	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
39	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	

徳島県告示第三百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和元年八月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハローズ大林店

小松島市大林町字宮ノ本七四番一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

平成三十一年徳島県告示第二百十号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により小松島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗予定地は国道五五号、徳島南バイパス、県道大林津乃峰線等に隣接しており、安全確保のための交通整理員等の配置により、交通の妨げとならないよう対策を講じ、歩行者の安全確保に努めていただきたい。

2 歩行者の通行の利便の確保等

出入口（国道・県道・市道）の安全対策について、入出庫時における歩行者等との事故防止に努め、道路上に入庫車両が滞留しないよう適切な指導を行うとともに、道路管理者と十分協議していただきたい。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の保管、処理及び運搬について周辺の生活環境の保全に努め、適正に処理していただきたい。

4 防災・防犯対策への協力

徹底した防犯対策を講じていただきたい。

5 騒音の発生に係る事項

騒音問題は周辺住民の日常生活に影響があることから、騒音緩和対策による静穏な生活環境の保持に努めていただきたい。

6 街並みづくり等への配慮等

周辺の農業・自然環境や連担する既存住宅地との調和のとれた外観整備となるよう努めること。

小松島市緑の基本計画で推進する民有地の敷地内緑化のため敷地面積の5%以上を緑化や緑地として確保するよう努めること。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び小松島市産業建設部商工観光課

2 縦覧の期間 令和元年八月二十一日から同年九月二十一日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

徳島県告示第三百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和元年八月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハローズ佐古店

徳島市佐古三番町北五の一番一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

平成三十一年徳島県告示第二百十一号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車場は条例等の基準に従い台数等を確保の上、位置、規模等についてあらかじめ徳島市建築指導課に届出をすること。

駐車場の必要台数を確保し、周辺市道の交通の妨げにならないよう対策を講じていただきたい。

自動車の駐車の用に供する部分については、駐車場法等の基準を遵守していただきたい。

北側出入口の車両経路においては交通渋滞及び安全対策を講じていただきたい。

2 歩行者の通行の利便の確保等

全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮していただきたい。

歩行者の通行安全を確保し、周辺市道への損傷がないよう対策を講じていただきたい。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

特定建設資材を使用する新築工事においては、基準に従って工事現場で分別し再資源化等することが義務付けられています。工事着手の七日前までに、分別解体等の計画等について徳島市建築指導課に届出してください。

店舗内から発生する一般廃棄物については、燃やせるごみ、資源ごみに分別し、ごみの減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めてください。

古紙類（新聞紙、雑誌、ダンボール、コピー用紙等）は、リサイクルするために古紙問屋に搬入してください。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに一般廃棄物の適正な処理については、徳島市の施策に協力してください。

4 騒音の発生に係る事項

次に掲げる事項について、関係事業者を含め配慮してください。

（一）夜間における騒音、特に自動車の走行音について、常に最大限の注意を払うこと

（二）店舗周辺の住民との間に騒音問題が生じた場合には、真摯に対応すること。

5 廃棄物に係る事項等

店舗内から発生する廃棄物については、産業廃棄物と一般廃棄物とを適正に分別してください。

分別された廃棄物については、関係法令に基づき適正に処理してください。

6 街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態、色彩等は避けていただきたい。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和元年八月二十一日から同年九月二十一日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

徳島県告示第三百二十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
板東 敬子	板野郡上板町高瀬一 〇四二番地三	板野郡上板町高瀬字 宮ノ本二三〇番一ほ か一筆	三、三七三・〇〇
中川 光生	同 椎本字 四宮東四〇七番地	同 西分字 カヤノ二二番一ほか 二筆	一、〇八一・〇〇
矢部 三博	阿波市土成町水田字 日吉一八〇番地	阿波市土成町土成字 池下五〇番	三、五〇七・〇〇
村部 充信	同 吉野町五条三 五番地一	同 吉野町五条字 市ノ本七二五番一	六七四・〇〇
妹尾 佳秀	同 市場町香美字 住吉本二番地一	同 阿波町四歩一 の二番ほか一筆	二、五二二・〇〇
アイ・エス・フーズ 徳島株式会社	同 土成町土成字 実安一五二番地二	同 勝命一 一四番	八七九・〇〇
古田 智光	同 阿波町丸山一 一五番地三〇	同 庚申原 七六番一	五一三・〇〇
秋山 重猛	同 市場町市場字 岸ノ下二二五番地七	同 市場町市場字 岸ノ下一七三番一ほ か二筆	三、二〇三・〇〇

二 認可年月日

令和元年八月二十一日

徳島県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和元年八月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
長浜賢一後援会	長濱賢一	長濱淳子	鳴門市撫養町斎田字浜端西一〇二・四	令和元年六月二十五日
米本義博後援会	米本義博	米本公美子	板野郡藍住町奥野字原八九・一	令和元年八月一日

徳島県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年八月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名		異動事項		異動年月日
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	代表者の氏名	異動事項	
自由民主党徳島県 電気通信職域支部	三馬定芳		楠本岩夫	新	令和元年 六月三日
自由民主党石井町支部	小林智仁		小林智仁	新	令和元年 七月九日
自由民主党徳島県 歯科医師支部	大西和久		大西和久	旧	令和元年 七月十四日
			佐藤修斎	旧	令和元年 七月十四日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名		異動事項		異動年月日
	代表者の氏名	代表者の氏名	異動事項	異動の内容	
日本酪農政治連盟 徳島県支部	川田久志	川田久志	新	旧	令和元年 六月二十六日
		原浅之			

徳島県歯科医師連盟	石井みどり徳島県後援会	徳島県社会保険 労務士政治連盟	
大西和久	大西和久	田中康之	
代表者の氏名	代表者の氏名	氏名 会計責任者の	代表者の氏名
大西和久	大西和久	柳本昇	田中康之
佐藤修斎	佐藤修斎	田中康之	米澤和美
令和元年 七月十四日	令和元年 七月十四日	令和元年 六月七日	

徳島県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年八月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
長 浜 賢 一 後 援 会 会 長	長 濱 賢 一	平成三十年十二月三十日